

新	旧
<p>第1条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等)</p>	<p>第1条～第42条 (略) (主階が避難階以外の階にある興行場等)</p>
<p>第43条 (略)</p>	<p>第43条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第107条各号又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)第2条の規定による改正前の政令(第51条の3において「旧政令」という。)第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p>	<p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p>
<p>第44条～第51条の2 (略)</p>	<p>第44条～第51条の2 (略)</p>
<p>(適用の特例)</p>	<p>(適用の特例)</p>
<p>第51条の3 主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>	<p>第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>
<p>2 主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が旧政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
<p>第51条の4～第55条 (略)</p>	<p>第51条の4～第55条 (略)</p>

新			旧		
(既存建築物に対する制限の緩和)			(既存建築物に対する制限の緩和)		
第56条 (略)			第56条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第7項から第9項までにおいて同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。			3 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第5項から第7項までにおいて同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。		
4 法第3条第2項の規定により、第52条の6第1項の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同項の規定は、適用しない。			(新設)		
5 法第3条第2項の規定により、第52条の7の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における当該建築物の形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、知事が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。			(新設)		
6～9 (略)			4～7 (略)		
第57条～第59条 (略)			第57条～第59条 (略)		
別表(第52条の19、第52条の20関係)			別表(第52条の19、第52条の20関係)		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～40 (略)			1～40 (略)		
41 政令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料	2万7,000円	(新設)		
42 政令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料	2万7,000円	(新設)		
43・44 (略)			41・42 (略)		